

鹿角市告示第37号

随意契約予定の公表について

鹿角市財務規則（平成11年鹿角市規則第12号）第114条の2第1項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に定める随意契約をすることについて次のとおり公表します。

平成30年3月23日

鹿角市長 児 玉 一

1 契約に係る物品又は役務の名称、数量等

(1) 名 称 鹿角市交流センター管理業務委託（休日管理及び夜間管理業務）

(2) 数 量 ①休日管理業務115日

②夜間管理業務359日

2 契約の相手方に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであること。

3 契約の相手方の決定方法

上記必要資格を有し、見積書の価格が予定価格の範囲内であること。

4 見積書の提出方法

(1) 提出期限 平成30年3月28日（水曜日）

(2) 提出先 鹿角市役所 市民共動課

(3) 提出方法 郵送または窓口へ提出

5 契約期間 平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日